

諸支出金に付しましては、加美平土地区画整理事業の竣工に伴います換地精算交付金でございまして、今回、交付対象者についてのは部の水道局、それと新都市建設公社、これ以外の一般の権利者に対しては、非常に区画整理事業が多年を要したということもございまして、全協にもすでに御説明申しましたように、一括交付することを目的として補正をするものでございまして、一般財源から一千百十万円の充當を予定しております。予備費におきまして計数の整理をいたしまして、歳入歳出八千四百七十七万円の追加補正で、予算の総額を二億二千八百三十四万九千円と定めようとするものでございまして。

次に三ページ、第二表におきます債務負担行為の補正につきましては、東口の地区内におきまして、なお係争中の物件等がございまして、まことに申しわけない次第でございすけれども、期間を五十五年から一年延長して五十六年まで、それから限度額を十二億五千六百万円から十三億三千八百万円に変更しようとするものでございまして。

以上、大変雑駁でございましたが、慎重御審議を賜り、原案どおり御

可決くださるようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（小林菊三君） 以上、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、建設

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林勇三君)

日程第二十五議案第二十二号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第二十二号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ一千三百十六万六千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ二十二億一千二百四十四万円で定めようとするものでございます。それと、さらに第二条におきまして、地方自治法第二百十三条第一項の規定によります繰越明許費の設定、及び第三条におきましての地方債の変更でございます。

歳入におきましては、第一款、分担金及び負担金でございますが、六十六万九千

円の減額補正でございます。この内訳といたしましては、公共下水道費負担金といたしまして、福生北部幹線の羽村町及び瑞穂町の負担額が入れにより確定いたしました。その減額補正でございます。

第三款の国庫支出金でございますが、一千百九十五万五千円の減額補正でございます。これは流域下水道防衛施設分負担金でございます。流域下水道羽村幹線が入っております。この予算措置が国におきまして予算計上として間に合わないというような結果が生まれて、やむを得ず翌年度早々にこれが繰り延べされるということに相なりました。そのための減額でございます。なお、これにつきましては、すでに事務レベルにおきまして、五十五年度当初におきまして措置するという確約を得ておりまして、実質的には損失には相ならないということに相なっております。

それから第七款の諸収入でございますが、これは受益者負担金滞納延滞金、これが十九万円の減額と相なります。それと預金利子四万八千円の増額補正でございます。

次の第八款市債におきましては流域下水道事業債の四十万円の減額補正で

でございます。

以上締めまして歳入合計一千三百十六万六千円の減額補正と相なります。  
次に歳出予算につきまして御説明申し上げます。

第一款の総務費二百四十五万四千円の減額の主なものとしては、下水道使用料徴収事務委託料及び水洗便所改造資金融資利子補給金でございます。

第二款の事業費百十四万五千円の減額補正でございますが、その主なものとしては、西住宅地区周辺排水路整備事業負担金及び流域下水道建設事業負担金でございます。

それから第四款の予備費九百五十六万七千円は端数取正理のための減額補正でございます。

以上締めまして歳出合計一千三百十六万六千円の減額補正と相なるわけでございます。

次に、三ページに記載してございます繰越明許費でございますが、三千三百三十万円の金額に相なっております。これは福生北部処理分区の北部幹線にお

ける国道一六号への埋設工事が、許可時期、その他の都合によりまして、五十四年度中には完成の見込みが立たない、ということに相なったため、まことに申しわけない次第でございますが、今回、繰越明許費の設定をお願いいたしました。全事業費の約三八％——三千三百三十万円を繰り越そうとするものでございます。なお、ちなみに完了予定といたしましては、五月三十一日を工期の最終の目途に現在工事を施工中でございますことを申し添えます。

次に第三表にございます地方債の補正でございますが、これは一般会計と同様の理由によりまして、補正の内容といたしましては、利率の変更で八％から九％以内に変更。それと同時に、流域下水道事業費、これが減額をいたしまして、限度額を変更しようとするものでございます。

以上、まことに雅駁でございますでしたが、慎重御審議の上、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて、本日はこれをもって延会

とすることを決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお次回、三月十一日午前十時から開きます。

午後三時三十分 延会

写

福総庶発第三千七十号

昭和五十五年三月三日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

昭和五十五年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和五十五年三月三日付け、福生市告示第七号（別紙参照）をもつて、昭和五十五年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

(写)

福生市告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十五年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十五年三月三日

福生市長 石川 常太郎 印

一期 日 昭和五十五年三月十日  
二場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第三千七十一号

昭和五十五年三月三日

福生市議会議長

小林 菊 三 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

議案の送付について

昭和五十五年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第三号 福生市民憲章の制定について
- 二 議案第四号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 三 議案第五号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 四 議案第六号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例
- 五 議案第七号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 六 議案第八号 福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する

条例

- 七 議案第九号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 八 議案第十号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 九 議案第十一号 福生市下水道条例の一部を改正する条例
- 十 議案第十二号 福生市防災会議条例の一部を改正する条例
- 十一 議案第十三号 福生市印鑑条例
- 十二 議案第十四号 福生伝染病院組合規約の一部を変更する規約
- 十三 議案第十五号 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の変更について
- 十四 議案第十六号 西多摩衛生組合規約の一部を変更する規約
- 十五 議案第十七号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 十六 議案第十八号 東京自治会館組合規約の一部変更について
- 十七 議案第十九号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第六号）
- 十八 議案第二十号 昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

号）

- 十九 議案第二十一号 昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算（第二号）
- 二十 議案第二十二号 昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第五号）
- 二十一 議案第二十三号 昭和五十五年度福生市一般会計予算
- 二十二 議案第二十四号 昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 二十三 議案第二十五号 昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計予算
- 二十四 議案第二十六号 昭和五十五年度福生市下水道事業会計予算
- 二十五 議案第二十七号 昭和五十五年度福生市受託水道事業会計予算
- 二十六 議案第二十八号 市道路線の認定について
- 二十七 議案第二十九号 市道路線の廃止について



政府と国鉄当局の「国鉄再建の基本構想」では昭和六十年代までに国鉄職員を現在の四十二万四千人から三十五万人に減らし、経営規模を縮小するほか、地域別・線区別の特別運賃制度をつくる。四月からまた運賃を四・九%値上げする——ことにしています。これは、国鉄を真に再建する道にはほど遠く、国民と国鉄労働者の犠牲で財政の帳尻あわせをするものでありません。

私どもは国鉄労働組合とともに「国民の国鉄」づくりを目指す立場から、次の「陳情事項」を貴議会に要請いたします。

私どもの「国鉄再建」要求とその運動の趣旨を御理解いただき、政府・国鉄当局に対し、地域住民の要望として「陳情事項」が実現し、真に国鉄が国民に奉仕する公共輸送機関として運営されますよう、意志表示をされ、関係当局に対して積極的な要請をしていただくよう陳情する次第であります。

#### 陳 情 事 項

一、総合的な交通政策を確立し、国の助成や国庫負担を拡大すること。

二、国鉄運賃値上げはやめ、新幹線と在来線の特急・急行料金を値下げし、百キロ未満の

運賃も二〇%以上値下げして利用増を図ること。

三、国鉄関係線区への住民要望事項の解決を図ること。

昭和五十五年二月二十八日

#### 陳情者

八王子市旭町一一一

国民の交通を確立する三多摩会議

議長 石 野 昇 ㊦

三多摩交通運輸労働組合協議会

議長 長谷部 通 夫 ㊦

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿